

2016

京都の

ゼロ災 京都

労働災害の現状



鴨川

—安全・健康・快適職場をめざして—

京 都 労 働 局

平成 28 年 4 月

は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しました。

京都府内の死亡者数は、昭和30年代に100人を超えていましたが、近年は20人を下回り、休業4日以上之死傷者数は、統計が開始された昭和48年には6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成19年以降2,500人前後で推移しています。

しかし、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは本来あってはならないことであり、「労働災害ゼロ」の社会を実現することは、最も重要な国民的課題の一つです。

平成27年の休業4日以上之死傷者数は2,468人、死亡者数は20人となり、死傷者数は6.2%増加し、死亡者数は前年より2名増加しました。

また、定期健康診断実施結果報告による有所見率は、平成25年には11年ぶりの減少であったものが平成26年には再び増加に転じ、平成27年は51.23%と対前年比0.29%増となり、労働者の高齢化に伴い今後とも予断を許さない状況です。

これらを踏まえ、京都労働局では、平成25年度に策定した「第12次労働災害防止対策推進計画（平成25年度から平成29年度までの5年間）」に基づき、

- ①事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策、
 - ②労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化、
 - ③行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
- の3点を重点施策として労働災害防止対策を推進し、2016年は昨年を引き続き「STOP!転倒災害プロジェクト」にも取り組んでおります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめた物ですが、本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待するものです。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去 58 年(昭和 33 年～平成 27 年)	3
2	年別・業種別労働災害発生状況(平成 18 年～平成 27 年)	4～5
3	平成 27 年労働災害発生状況(休業 4 日以上の死傷災害)	
3-1	業種別(対前年比較)	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別(対前年比較)	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去 58 年(昭和 33 年～平成 27 年)	11
5	平成 27 年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	平成 27 年死亡災害一覧	13

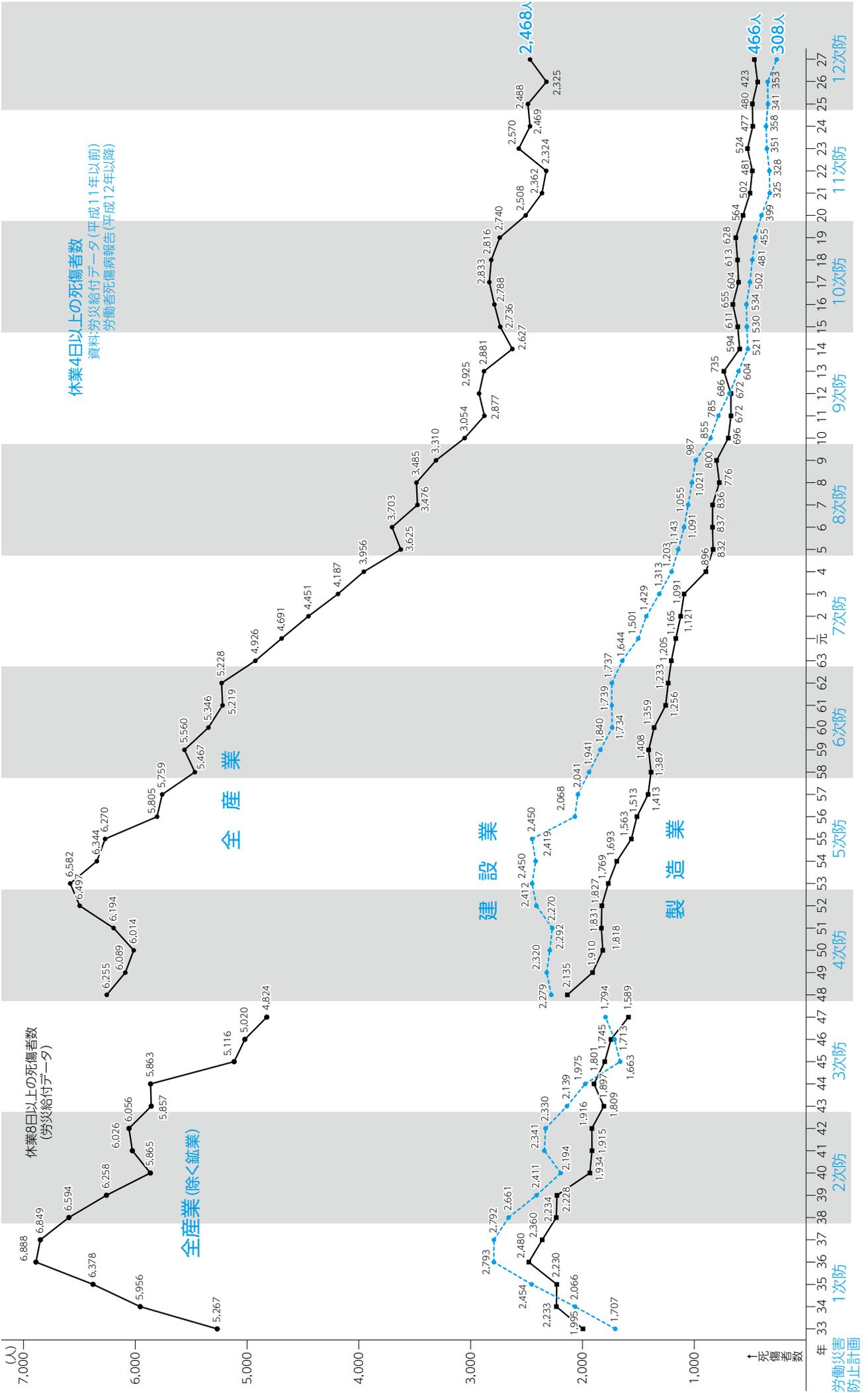
健康確保関係

7	平成 27 年定期健康診断実施状況(業種別)	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率(%)等の推移(過去 20 年)	15
8-2	業種別有所見率(平成 27 年)	16
8-3	健診項目別有所見率(平成 27 年全産業)	16
9	平成 27 年特殊健康診断実施状況(対象業務別)	17
10	平成 27 年指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)	18

参考資料

11	京都労働局第 12 次労働災害防止対策推進計画のポイント	19～20
12	労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要	21
13	化学物質管理のあり方の見直し	22
14	改正安衛法に基づくストレスチェック制度、平成 27 年 12 月 1 日施行	23
15	「受動喫煙防止対策助成金」のご案内	24
16	産業保健活動総合支援事業のご案内	25
17	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	26
18	STOP! 転倒災害プロジェクト(改善事例募集中)	27

1 労働災害発生状況の推移 過去58年（昭和33年～平成27年）



2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成18年～平成22年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	18年	19年	20年	21年	22年
全 産 業	2,816 ㉔	2,740 ㉔	2,508 ㉓	2,362 ㉓	2,324 ㉒
製 造 業	613 ⑩	628 ②	564 ⑦	502 ③	481 ⑤
食 料 品 製 造 業	157 ③	158	152	136	179
繊維工業・繊維製品製造業	41	24	30	33	19
木材・木製品・家具等製造業	36	32	26	23 ①	20
パルプ・紙・印刷・製本業	49 ①	60	41 ②	39	26 ①
化 学 工 業	42 ①	31	28 ①	16	11 ①
窯業土石製品製造業	24	26 ①	20 ①	36	22 ①
鉄鋼・非鉄金属製造業	23	30	23 ①	13	19
金属製品製造業	86 ③	101	84	70 ①	66 ①
一般機械器具製造業	43 ②	55	50	31	35 ①
電気機械器具製造業	21	22	29	34	30
輸送用機械等製造業	25	29	22 ①	17 ①	8
電気・ガス・水道業	2	2	2	3	1
その他の製造業	64	58 ①	57 ①	51	45
鉱 業	4 ①	5 ①	6	2 ①	1
建 設 業	481 ⑥	455 ⑩	399 ⑪	325 ⑦	328 ⑦
土 木 工 事 業	109 ④	91	68 ②	79 ①	54 ①
建 築 工 事 業	317	294 ⑦	252 ⑥	184 ②	218 ②
木造家屋等建築工事業	138	101 ②	104 ②	80	89
その他の建設業	55 ②	70 ③	79 ③	62 ④	56 ④
運 輸 業	413 ②	392 ②	336	323 ③	325 ③
鉄道等・道路旅客運送業	128	119 ①	104	94 ①	117
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	281 ②	273 ①	231	225 ②	206 ③
その他の運輸交通・港湾運送業	4	0	1	4	2
農林・畜産・水産業	105 ①	110 ①	99 ②	101 ③	107 ②
林 業	63 ①	65 ①	55	51 ②	48 ①
商 業	350	369 ①	351	326 ③	335 ③
小 売 業	254	270 ①	238	249 ①	272 ③
金融・広告業	41	56	42	28	35
保健衛生業	252	211 ②	219	258 ①	219
社 会 福 祉 施 設	151	138	140	170	143
接客娯楽業	198	177 ①	165	167	178
旅 館 業	42	38 ①	34	42	44
飲 食 店	113	108	104	96	112
ゴルフ場の事業	24	18	16	15	9
清掃・と畜業	141	138 ②	128	125	109
ビルメンテナンス業	53	68 ①	73	74	66
そ の 他	218 ②	199 ②	199 ③	205 ②	206
警 備 業	39 ①	23 ②	22	30	42

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成23年～平成27年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	23年	24年	25年	26年	27年
全 産 業	2,570^⑱	2,469^⑰	2,488^⑰	2,325^⑱	2,468^⑳
製 造 業	524^④	477	480^③	423^②	466^②
食 料 品 製 造 業	160 ^①	154	163	132	132 ^①
繊維工業・繊維製品製造業	13	18	17	18	22
木材・木製品・家具等製造業	29	23	26	25	22 ^①
パルプ・紙・印刷・製本業	46 ^①	40	38	47	31
化 学 工 業	28	23	18	14	30
窯業土石製品製造業	21	22	21	14	18
鉄鋼・非鉄金属製造業	26	14	14 ^①	13	19
金属製品製造業	67 ^①	63	65 ^①	63 ^①	63
一般機械器具製造業	51 ^①	33	36 ^①	34	47
電気機械器具製造業	21	24	17	14	21
輸送用機械等製造業	17	11	13	8 ^①	16
電気・ガス・水道業	3	6	2	6	5
その他の製造業	42	46	50	35	40
鉱 業	3	3	7	6	5^②
建 設 業	351^④	358^④	341^④	353^③	308^⑦
土 木 工 事 業	67	85 ^③	60 ^②	68 ^①	69 ^②
建 築 工 事 業	227 ^③	225	239 ^②	233 ^①	204 ^⑤
木造家屋等建築工事業	72 ^①	80	92	73	57 ^①
その他の建設業	57 ^①	48 ^①	42	52 ^①	35
運 輸 業	386^②	313^②	369^②	405^⑤	426^⑤
鉄道等・道路旅客運送業	131	91 ^①	121 ^①	134	141 ^③
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	254 ^②	219 ^①	246 ^①	269 ^⑤	283 ^②
その他の運輸交通・港湾運送業	1	3	2	2	2
農林・畜産・水産業	100	107^①	92^①	81^①	75^①
林 業	53	60 ^①	40 ^①	38 ^①	37 ^①
商 業	375^③	363^①	361^①	345^⑤	339^③
小 売 業	274 ^②	271 ^①	264 ^①	271 ^②	259 ^③
金 融 ・ 広 告 業	48	35	29	21	28
保 健 衛 生 業	251	277^①	320	243	294
社 会 福 祉 施 設	180	195 ^①	238	179	225
接 客 娯 楽 業	215	194^①	175^①	169	206
旅 館 業	51	41	35	32	48
飲 食 店	125	121	110 ^①	108	123
ゴルフ場の事業	20	15 ^①	14	12	12
清 掃 ・ と 畜 業	120^①	151	125^②	114^①	129
ビルメンテナンス業	71	82	78 ^①	57	71
そ の 他	197^④	191^①	189^②	165^①	192
警 備 業	39 ^②	28 ^①	33 ^①	30	40

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 平成27年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種	区 分	休業 4 日以上の死傷災害				死亡災害		
		27 年	26 年	対前年 増 減	増減率 (%)	27 年	26 年	対前年 増 減
全 産 業		2,468	2,325	143	6.2	20	18	2
製 造 業		466	423	43	10.2	2	2	0
食 料 品 製 造 業		132	132	±0	—	1		1
繊維工業・繊維製品製造業		22	18	4	22.2			0
木材・木製品・家具等製造業		22	25	-3	-12.0	1		1
パルプ・紙・印刷・製本業		31	47	-16	-34.0			0
化 学 工 業		30	14	16	114.3			0
窯業土石製品製造業		18	14	4	28.6			0
鉄鋼・非鉄金属製造業		19	13	6	46.2			0
金属製品製造業		63	63	±0	—		1	-1
一般機械器具製造業		47	34	13	38.2			0
電気機械器具製造業		21	14	7	50.0			0
輸送用機械等製造業		16	8	8	100.0		1	-1
電気・ガス・水道業		5	6	-1	-16.7			0
その他の製造業		40	35	5	14.3			0
鉱 業		5	6	-1	-16.7	2		2
建 設 業		308	353	-45	-12.7	7	3	4
土 木 工 事 業		69	68	1	1.5	2	1	1
建 築 工 事 業		204	233	-29	-12.4	5	1	4
木造家屋等建築工事業		57	73	-16	-21.9	1		1
その他の建設業		35	52	-17	-32.7		1	-1
運 輸 業		426	405	21	5.2	5	5	0
鉄道等・道路旅客運送業		141	134	7	5.2	3		3
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		283	269	14	5.2	2	5	-3
その他の運輸交通・港湾運送業		2	2	±0	—			0
農林・畜産・水産業		75	81	-6	-7.4	1	1	0
林 業		37	38	-1	-2.6	1	1	0
商 業		339	345	-6	-1.7	3	5	-2
小 売 業		259	271	-12	-4.4	3	2	1
金融・広告業		28	21	7	33.3			0
保健衛生業		294	243	51	21.0			0
社 会 福 祉 施 設		225	179	46	25.7			0
接客娯楽業		206	169	37	21.9			0
旅 館 業		48	32	16	50.0			0
飲 食 店		123	108	15	13.9			0
ゴルフ場の事業		12	12	±0	—			0
清掃・と畜業		129	114	15	13.2		1	-1
ビルメンテナンス業		71	57	14	24.6			0
そ の 他		192	165	27	16.4		1	-1
警 備 業		40	30	10	33.3			0

資料：休業 4 日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-2 平成27年 労働災害発生状況

業種別・起因物別

労働災害関係

業種	起因物										その他の装置等										荷	環境等	その他	合計
	原動機	動力伝導機構	動力機械	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	伐出系木材機械等	物上げ装置・運搬機械	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	工具等	工人力機械	用具	装置・設備	その他				
全産業	1	1	45	210	48	112	2	22	198	249	4	7	179	260	52	642	21	144	166	89	4	204	2	2,468
製造業	1	1	7		40	78	1	6	27	7		1	4	1	34	47	11	89	8	41	35	11	16	466
食品製造業						32			3						15	7	5	44	2	1	12	7	3	132
繊維工業・繊維製品製造業					1	5			2	1					1	3	1	6	1	1				22
木材・木製品・家具等製造業			7				1		3									2	4	1	2	1	1	22
パルプ・紙・印刷・製本業					1	13			6									5		3	3	1	3	31
化学工業					3	9									3	4		4	2	1	3		1	30
窯業・土石製品製造業					3	3			1	4					1	3	1	3			1			18
鉄鋼・非鉄金属製造業					4	2			2						2									19
金属製品製造業					13	1			1	1					5	10		3	1	20	2			63
一般機械器具製造業					12	3			1	1					2	5	2	7	8	2	2			47
電気機械器具製造業					3	3			1	1					1	2	1	7	1	1	2			21
輸送用機械等製造業					1				1	1					2	5		1	1	2	2			16
電気・ガス・水道業									1	3					4	8		1	1	2	2			5
その他の製造業	1				2	6		1	3	2					4		6		4	1	2			40
鉱業									1						1	1		1						5
建設業			19	170	7	5		10	17	7					1	7	50	5	86	9	21	1	1	308
土木工事業			2	9	1	2		1	6	2					1	6		12	12	1	13	2	1	69
建築工事業			15	60	5	2		5	10	5					5	38	5	65	30	8	5			204
木造家屋等建築工事業			10					1	2	2					2	9	2	16	9	4				57
その他の建設業			2	2	1	1		4	1						1	6		9	4	3				35
運輸業						1		5	112	91					33	24		77	9	51	2	21	426	
鉄道等・道路旅客運送業								2	80						7	3		30	1	5		13	141	
道路貨物運送・陸上貨物取扱業						1		3	112	11					26	21		46	8	45	2	8	283	
その他の運輸交通・港湾運送業																	1						2	
農林・畜産・水産業			13			5	1		2	1					4	11	1	7	5	1	21	3	75	
林業			13			1	1		1						2			1			13		37	
商業			1	2	1	10		1	16	34					2	43	43	89	7	13	38	11	18	339
小売業					1	10			7	29					2	35	29	67	5	7	34	8	16	259
金融・広告業										9					3	2	1	10			1		1	28
保健衛生業			1						3	36					1	21	7	88			3	2	110	294
社会福祉施設			1						1	34					1	19	5	65			3	2	80	225
接客娯楽業			3			7			1	9					1	24	7	68	4	20	14	9	15	206
旅館			1			1			1	1					2	7	4	23	3	3	3	1	1	48
飲食店			1			5			7						21	14	3	34	1	14	6	4	13	123
ゴルフ場の事業						1									1			6	2			2		12
清掃・と畜業			1	1		4			13	6					3	22	5	49	1	6	10		8	129
ビルメンテナンス業			1						1						1	18	3	36		1	2		8	71
その他の業				1		2			6	49					1	6	15	78	1	2	4	11	11	192
警備業						1				10						3	1	13		2	2	3	4	40

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-3 平成27年 労働災害発生状況 業種別・事故の型別

業種	墜落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	切りこす	踏み抜き	おぼれ	物との接触	有害物の接触等	感電	爆発	火災	(交通)事故	(交通)事故	無理な反動	その他	合計
全産業	393⑥	585	116	118	51②	107④	276	164	4	1①	58	5		1	221⑤		344	23②	2,468⑩	
製造業	55①	99	20	25	13	21①	125	31			16	2		1	4		52	2	466②	
食料品製造業	8①	48	7	1	4	6	28	12			7				1		10		132①	
繊維工業・繊維製品製造業	4	5				1	7				1						3		22	
木材・木製品・家具等製造業	3	2		2		3①	6	5											1	22①
パルプ・紙・印刷・製本業	5	4	3			2	12	2									3		31	
化学工業		6	1		1	11	11	3				1					6		30	
窯業土石製品製造業	4	3	1	3		1	4				1						1		18	
鉄鋼・非鉄金属製造業	1	1	1	2	2	2	6	1			3	1							19	
金属製品製造業	9	6	2	9	2	2	19	3			3				1		7		63	
一般機械器具製造業	5	8	3	5	1	1	12	3							1		7		47	
電気機械器具製造業	3	6				1	5	2									4		21	
輸送用機械等製造業	3	3	1	2		1	3							1			2		16	
電気・ガス・水道業	2																3		5	
その他の製造業	8	8	1	1	3	1	12										6		40	
鉱業	4②					1													5②	
建設業	115③	31	24	27	10②	15②	27	30	3		4				5		16	1	308⑦	
土木事業業	16	9	9	5	3①	5①	9	2	2		2				2		4		69②	
建築事業業	85③	18	14	20	6①	7①	14	23	1		1			3			12		204⑤	
木造家屋等建築工事業	20	5	3	4	1①	1	2	12						2			7		57①	
その他の建設業	14	4	1	2	1	3	4	5			1								35	
運輸業	75	70	31	17	10	19	47	4		1①	3			1	85③		57	6①	426⑤	
鉄道等・道路旅客運送業	8	29	3	2		7	4			1①	1			63①		19		4①	141③	
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	67	41	28	15	10	12	42	4			2			1	22②		37		283②	
その他の運輸交通・港湾運送業							1										1		2	
農林・畜産・水産業	13	5		7	1	12①	8	20			1						8		75①	
林業				3		10①	4	15			1						4		37①	
商業	40	105	15	17	7	6	25	30	1		12	2			29②		47	3①	339③	
小売業	24	89	7	11	7	4	18	21	1		9	1			23②		41		259③	
金融・広告業	5	9	2												9		3		28	
保健衛生業	21	91	11	1	5	16	11	8							29		97	4	294	
社会福祉施設	15	66	8	1	5	12	8	8							27		73		225	
接客娯楽業	18	54	7	13	1	6	11	36			18				9		30	3	206	
旅館	8	16	2	3		4	5	5			2						8		48	
飲食店	7	29	3	5	1	5	5	28			12				8		18		123	
ゴルフ場の事業		8		1		1	1				1								12	
清掃・と畜業	20	48	4	7	4	7	14	4							7		14		129	
ビルメンテナンス業	14	35	2	3	3	1	5	1							1		6		71	
その他	27	73	2	4		4	8	1			4	1			44		20	4	192	
警備業	5	15		1		1	1	1			1				7		7		40	

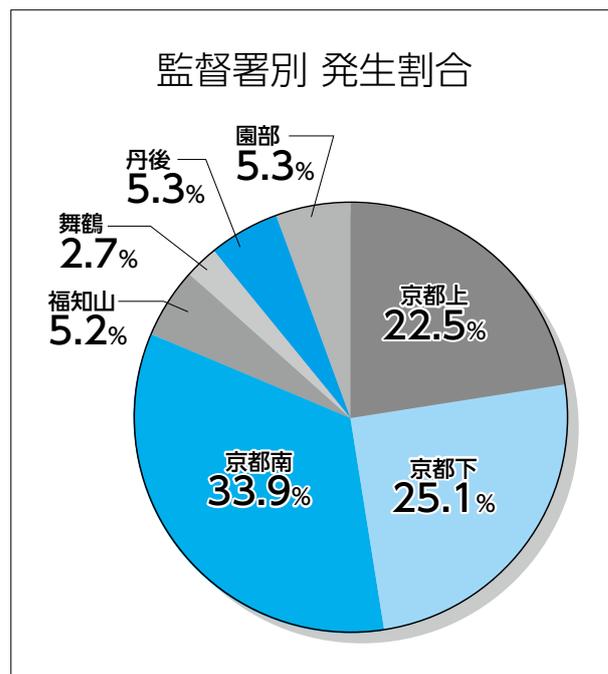
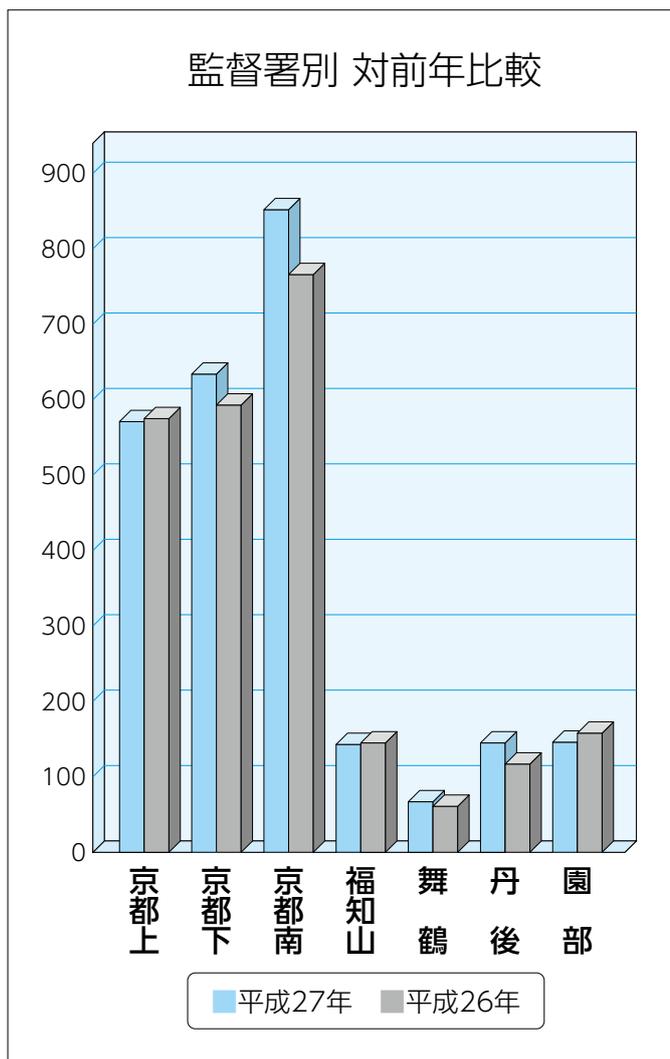
資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死者数。

3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	平成27年		平成26年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
京都労働局	2,468^⑳	100.0%	2,325^⑱	100.0%	143^㉒	6.2%
京 都 上	556	22.5%	561	24.1%	-5 ^㉑	-0.9%
京 都 下	619 ^㉑	25.1%	578 ^㉑	24.9%	41 ^㉑	7.1%
京 都 南	837 ^㉑	33.9%	750 ^㉑	32.3%	87 ^㉑	11.6%
福 知 山	128 ^㉑	5.2%	130 ^㉑	5.6%	-2 ^㉑	-1.5%
舞 鶴	67 ^㉑	2.7%	61 ^㉑	2.6%	6 ^㉑	9.8%
丹 後	130 ^㉑	5.3%	102	4.4%	28 ^㉑	27.5%
園 部	131 ^㉑	5.3%	143 ^㉑	6.2%	-12 ^㉑	-8.4%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種	規模							合計
	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～		
全産業	526④	586⑩	347②	361①	443②	205①	2,468⑳	
製造業	85	113②	71	71	95	31	466②	
鉱業	3①	2①	0	0	0	0	5②	
建設業	231②	58③	14①	5①	0	0	308⑦	
運輸業	28	96②	61①	91	115②	35	426⑤	
農林・畜産・水産業	40①	16	13	6	0	0	75①	
商業	54	88②	55	49	57	36①	339③	
金融・広告業	1	8	2	2	7	8	28	
保健衛生業	23	68	40	63	61	39	294	
接客娯楽業	26	70	45	31	19	15	206	
清掃・と畜業	14	33	23	16	30	13	129	
その他	21	34	23	27	59	28	192	

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

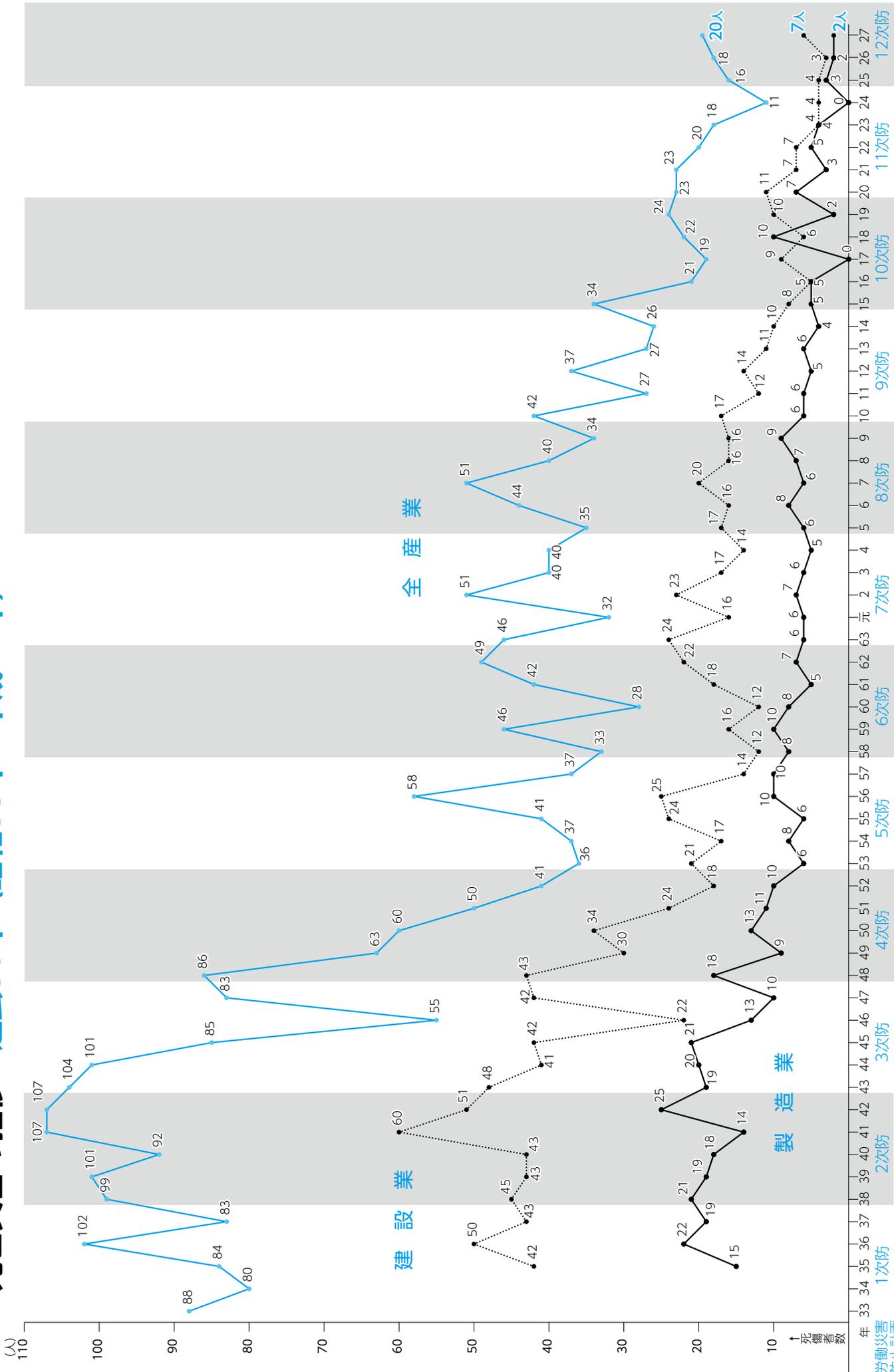
3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種	規模							合計
	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～		
全産業	56	300	404	555④	544②	609⑭	2,468⑳	
製造業	5	67	86	106①	91	111①	466②	
鉱業	0	1	0	1	0	3②	5②	
建設業	19	41	63	66②	56	63⑤	308⑦	
運輸業	1	39	67	132	106②	81③	426⑤	
農林・畜産・水産業	0	13	17	18	11	16①	75①	
商業	8	37	59	69①	83	83②	339③	
金融・広告業	0	2	6	6	10	4	28	
保健衛生業	1	27	37	64	77	88	294	
接客娯楽業	19	49	27	30	36	45	206	
清掃・と畜業	2	3	10	21	31	62	129	
その他	1	21	32	42	43	53	192	

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

4 死亡災害の推移 (過去58年 (昭和33年～平成27年))



資料：死亡災害報告

5-1 平成27年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

業 種	動力機械							物上げ装置・運搬機械			その他の装置等							仮設物・建築物・構築物等	物質・材料 危険物・有害物等	環境 その他	合計	
	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	人力機械工具等	用具					その他の装置・設備
全産業				1				2	4							1		5	1	4	2	20
製造業																	1			1		2
鉱業															1		1					2
建設業				1														3	1	2		7
運輸業								2	2												1	5
農林・畜産・水産業																				1		1
商業									2											1		3
接客娯楽業																						
清掃・と畜業																						
その他																						
26年								8	1					1	1		1	1	2	3		18
25年					1			1	3					1			1	2		5	2	16
24年				1				4	2						1	1				2		11

資料：死亡災害報告

5-2 平成27年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

業 種	事故の型														その他	合計	26年	25年	24年							
	転落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	はさまれ	こ切	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	有害物						感電	爆発	破裂	火災	(交通事 道事故)	(その他)	無理な動作
全産業	6				2	4				1									5			2	20	18	16	11
製造業	1					1																	2	2	3	
鉱業	2																						2	0	0	
建設業	3				2	2																	7	3	4	4
運輸業										1									3			1	5	5	2	2
農林・畜産・水産業						1																	1	1	1	1
商業																			2			1	3	5	1	1
接客娯楽業																								0	1	1
清掃・と畜業																								1	2	
その他																								1	2	2
26年	1			1	2	2	2						1					6				3	18			
25年	4				1		1	1				2	1					4				2	16			
24年	2	1		1	1	1					1							4					11			

資料：死亡災害報告

6 平成27年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生月時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	1月 0時	商業 (各種商品小売業)	起因物なし (起因物なし)	その他	男40代 300人以上	大規模プロジェクトの責任者として、過重な長時間労働に従事したことで、強い心理的負荷により、うつ病を発症し、自殺した。
2	2月 2時	運輸業 (ハイヤー・タクシー業)	乗物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	男60代 30～49人	タクシー乗務中、乗客3名を乗せて、交差点を東進したところ、赤信号で北進してきた大型バイクが運転席付近に激突した。
3	2月 11時	建設業 (橋梁建設工事業)	環境等 (地山、岩石)	崩壊、倒壊	男40代 50～99人	橋梁の下部工事の試掘作業において、深さ約3mの掘削内に立ち入ったところ、溝掘削西側法面が崩壊し全身が土砂に埋まった。
4	3月 11時	鉱業 (砂利採取業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (開口部)	墜落、転落	男70代 1～9人	事業場内の沈殿池(水が抜かれた状態)中央のくぼみ付近で倒れているところを発見された。
5	4月 8時	製造業 (その他の木材・木製品製造業)	環境等 (立木等)	激突され	男40代 10～29人	離れた場所で伐倒した別のスギの木(胸高直径41cm長さ24m)が倒れ、チェーンソーで伐倒木(スギ)を枝打ち作業中の被災者の頭部を直撃した。
6	5月 8時	建設業 (建築設備工事業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	墜落、転落	男60代 1～9人	スレート屋根上で屋根材取替の準備作業中、明かり取りのために葺かれたFRP製の屋根材(厚さ約1mm)を踏み抜き、墜落(高さ6.6m)した。
7	6月 18時	運輸業 (ハイヤー・タクシー業)	起因物なし (起因物なし)	その他	男50代 100～299人	タクシーで走行中、信号待ちにより停車し、右折しようとして意識を失い、対面の信号柱に衝突し横転した。運転手は長時間労働により急性大動脈解離を発症、病院に運ばれたが死亡、乗客4人は軽傷。
8	7月 9時	林業 (その他の林業)	環境等 (立木等)	激突され	男80代 1～9人	伐木作業中、浴びせ倒しに2度失敗してかかり木となり、下方の木をけん引すべくチルホールを準備中、下方の木が倒れ、側方の木も倒れて下方の木に当たって斜面を転がり、退避途中の被災者が下敷きとなった。
9	7月 10時	建設業 (その他の土木工事業)	環境等 (立木等)	激突され	男60代 10～29人	傾斜地で2名で立木を伐倒作業中、伐倒した立木が枯損木に接触し、同枯損木が倒れた際にその幹が四つに割れ、枯損木の一部分が被災者の頭部を直撃した。
10	7月 13時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男70代 10～29人	4トントラックで走行中、信号待ちをしていた大型トレーラーに追突した。
11	7月 14時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	建設機械等 (掘削用機械)	激突され	男60代 10～29人	運送会社に委託し資材置き場においてドラッグショベルを使用してクレーパー(杭打機の部材で長さ12m、重さ約3t)をトラックから荷卸し作業中、クレーパーが運転席に激突した。
12	8月 7時	製造業 (パン、菓子製造業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (階段、棧橋)	墜落、転落	男60代 10～29人	2階倉庫より、段ボール箱を抱えて階段を後ろ向きに降りていたところ、足を踏み外して転落した。
13	8月 9時	建設業 (木造家屋建築工事業)	材料 (木材、竹材)	崩壊、倒壊	男60代 30～49人	木造家屋建設工事現場において、鋼材製のラックに入れた複数の建材パネルをトラッククレーンで移動中、脚立に乗った被災者がいる方向に建材パネルが倒壊し、脚立から落ちた被災者の顔を当該パネルが強打した。
14	8月 13時	運輸業 (水運業)	乗物 (その他の乗物)	おぼれ	男50代 100～299人	観光目的の川下り遊船を操船中、船尾から船首に移動する途中で川に転落した。
15	8月 7時	商業 (新聞販売業)	乗物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	女60代 10～29人	原動機付自転車(50cc)で朝刊配達中、用水路に墜落した。
16	9月 14時	鉱業 (採石業)	用具 (はしご等)	墜落、転落	男60代 10～29人	砕石プラントのホッパー補修のため高さ4.5mの歩廊に脚立を置いて作業中、地上に墜落した。
17	9月 14時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	墜落、転落	男70代 1～9人	屋根改修工事において、コーキング作業中、約3メートル下の玄関ホールの屋根へ墜落した。
18	10月 2時	商業 (新聞販売業)	乗物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	男70代 10～29人	原動機付自転車(50cc)で朝刊配達中、道路に停車中のトラックに接触し転倒し頭部・胸部を強打した。頭部の負傷で1か月半後に病院で死亡した。
19	10月 0時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男60代 10～29人	高速道路を4トントラックで走行中、事故渋滞のため停止中の10トントラックに追突した。
20	11月 16時	建設業 (その他の建築工事業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (足場)	墜落、転落	男40代 10～29人	商店街のアーケード張替工事で、被災者を移動式足場(3段組)の2段目(高さ約3.5m)に乗せたまま当該足場を移動中、地面勾配に合わせて脚部のジャッキを調整したところ、当該足場のバランスがずれ崩壊し、被災者は移動式足場とともに仰向けの状態に激突した。

全産業 20

【製造業 2：鉱業 2：建設業 7：運輸業 5：農林業 1：商業 3：その他 0】

7 平成27年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
全産業		2,431	267,419	136,991	51.23	53.59
製造業		638	77,586	36,841	47.48	51.90
食品製造		122	13,509	7,086	52.45	54.40
繊維工業		13	975	485	49.74	55.18
衣服・繊維		7	522	280	53.64	54.54
木材・木製		3	376	165	43.88	57.68
家具・装備		2	127	70	55.12	55.00
パルプ等		13	817	434	53.12	56.02
印刷・製本		39	4,266	1,856	43.51	47.85
化学工業		65	6,712	3,212	47.85	51.84
窯業・土石		21	2,151	1,131	52.58	56.05
鉄鋼業		13	873	447	51.20	50.64
非鉄金属						53.44
金属製品		45	3,479	1,554	44.67	54.37
一般機器		101	13,869	6,613	47.68	51.16
電気機器		103	16,626	7,186	43.22	51.42
輸送機器		27	6,431	2,588	40.24	46.30
電気・ガス		14	2,385	1,503	63.02	63.85
他の製造		50	4,468	2,231	49.93	53.78
鉱業		1	52	41	78.85	68.76
建設業		45	3,615	2,272	62.85	62.25
土木工事		8	666	496	74.47	69.60
建築工事		22	1,598	979	61.26	61.09
他の建設		15	1,351	797	58.99	60.02
運輸交通業		198	19,926	12,038	60.41	61.10
鉄道等		30	3,769	1,811	48.05	42.91
道路旅客		92	10,711	6,955	64.93	71.71
道路貨物		75	5,355	3,219	60.11	59.51
他の運輸		1	91	53	58.24	51.39
貨物取扱業		20	1,326	619	46.68	55.49
陸上貨物		19	1,257	585	46.54	54.83
港湾運送		1	69	34	49.28	57.87
農林業		1	31	19	61.29	65.95
畜産・水産業						62.23
商業		450	35,236	18,719	53.12	54.82
金融・広告業		65	11,109	5,795	52.16	51.00
映画・演劇業		2	26	10	38.46	53.60
通信業		35	6,423	3,599	56.03	55.88
教育・研究業		133	20,456	10,491	51.29	53.41
保健衛生業		415	51,655	25,159	48.71	49.47
接客娯楽業		116	6,206	2,831	45.62	50.92
清掃・と畜業		73	5,593	3,617	64.67	67.67
官公署		0	0	0	0.00	62.52
他の事業		239	28,179	14,940	53.02	54.44

資料：定期健康診断結果報告

(注) 1「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

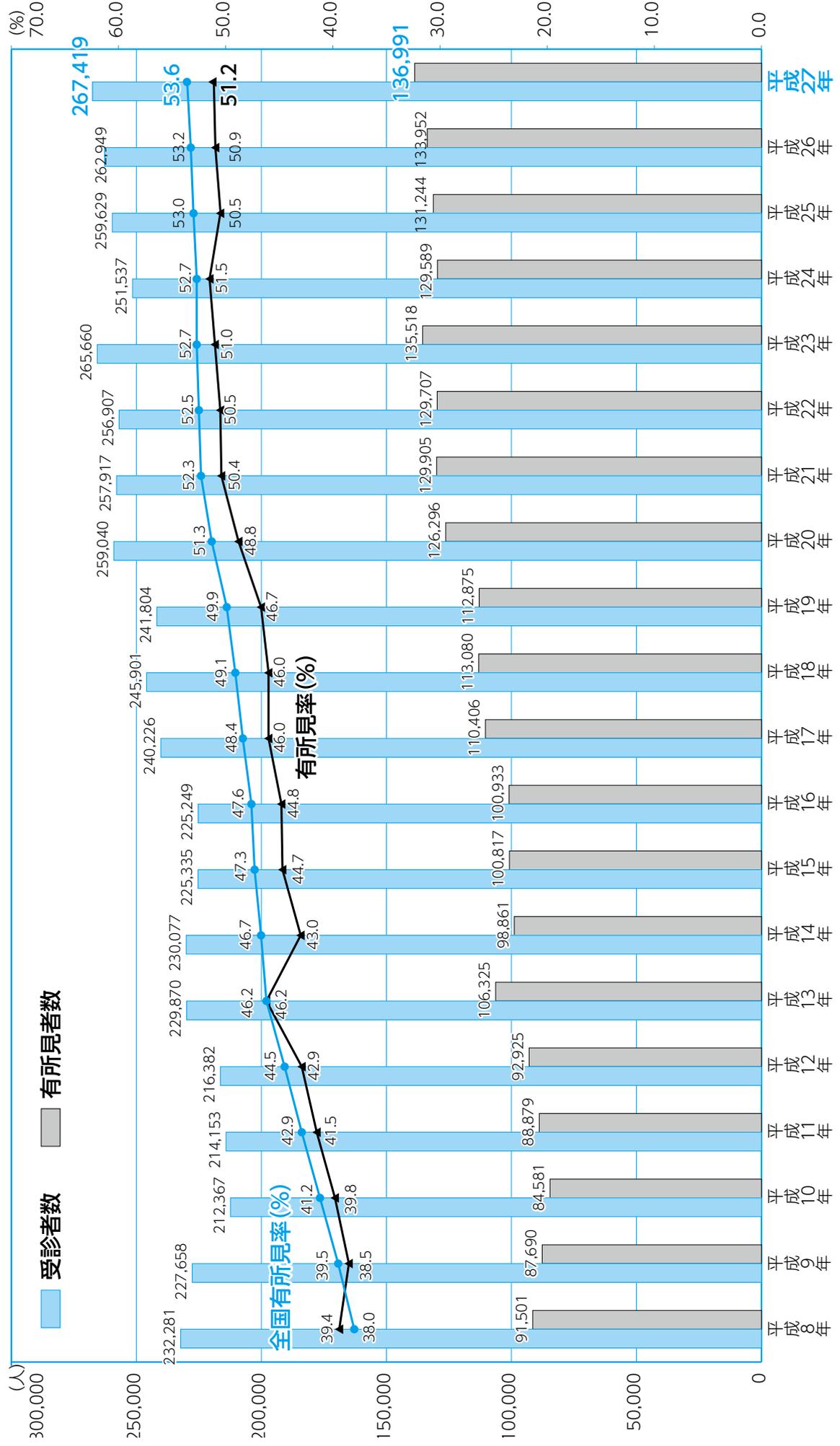
2「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。

3「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。

8 定期健康診断の実施状況

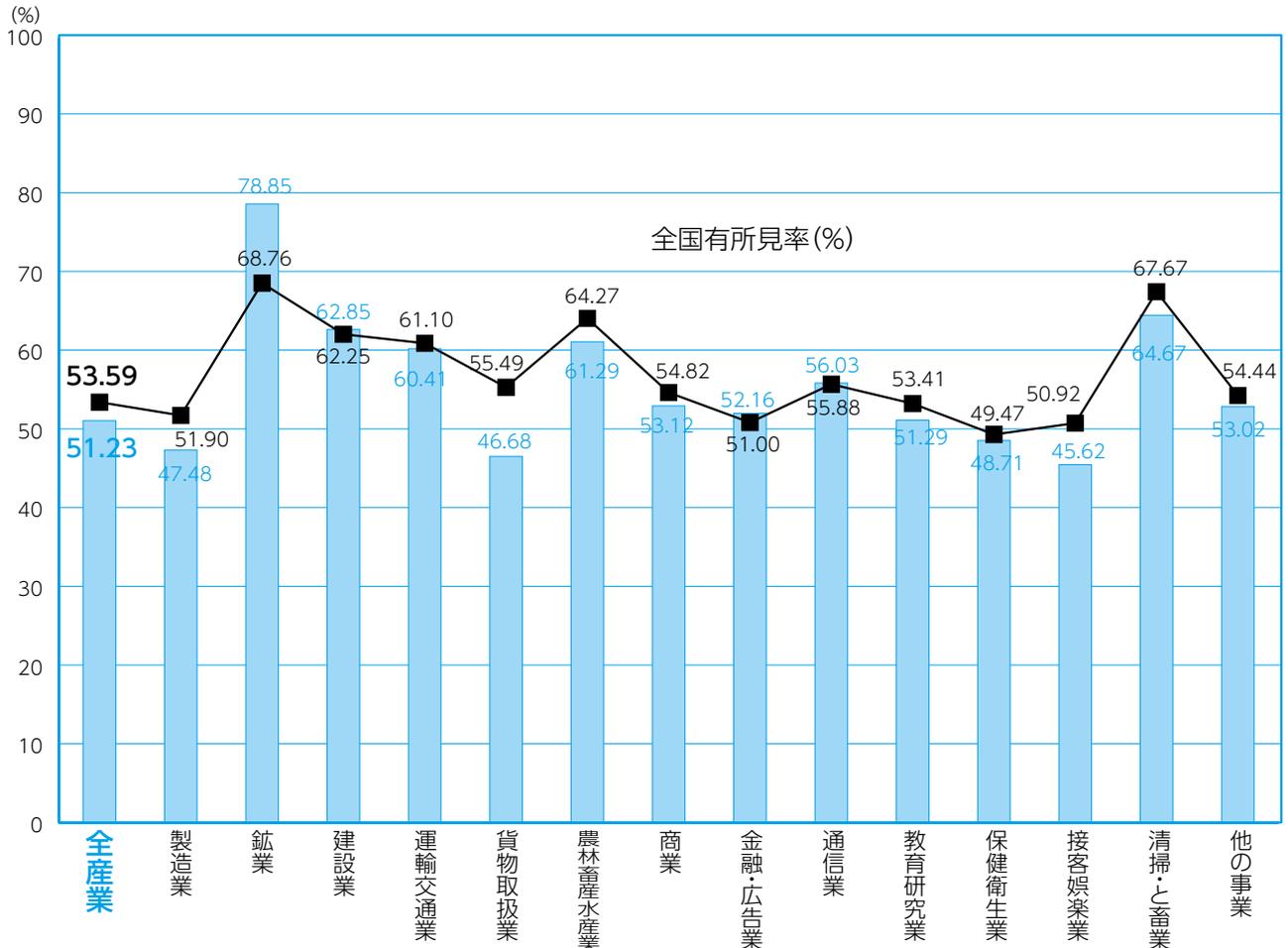
平成27年の定期健康診断の有所見率は、51.23%で前年比較で0.29%増加を示した。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年間)



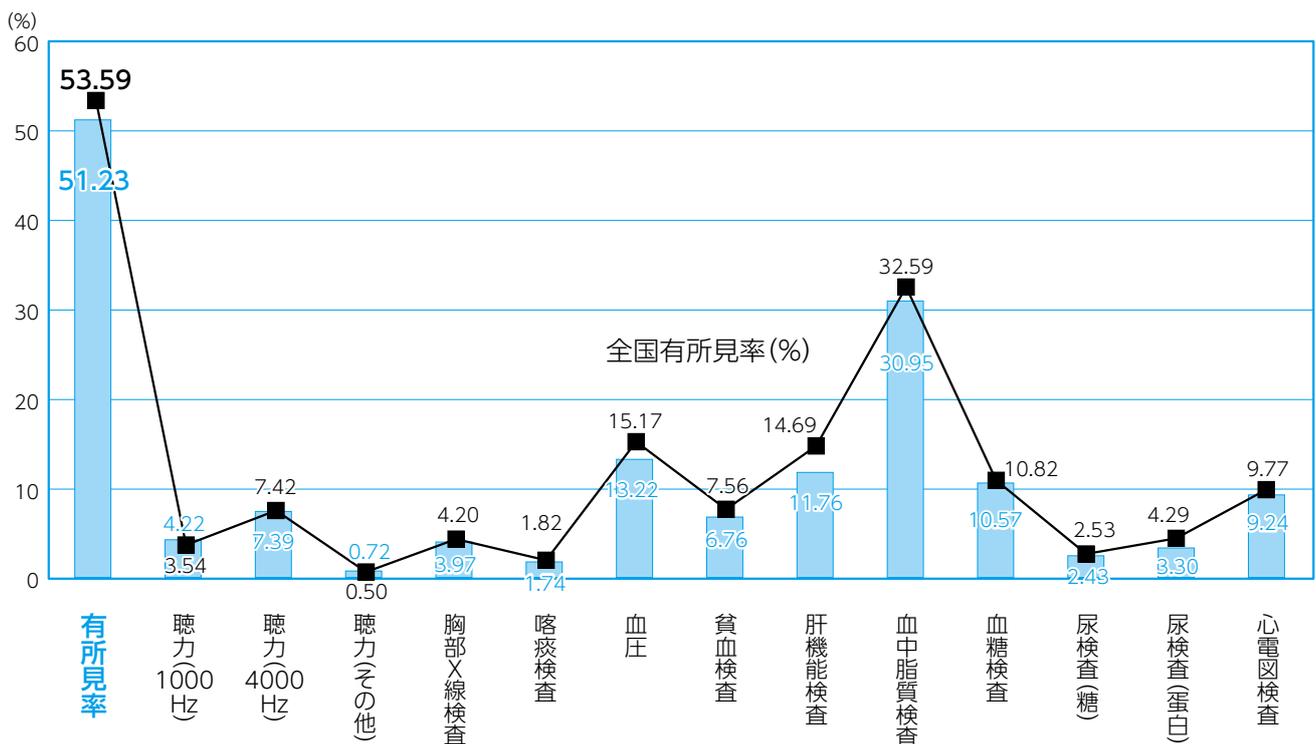
資料：定期健康診断結果報告

8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (平成27年)



資料：定期健康診断結果報告 全国の有所見率よりも京都の有所見率が上回っている業種は、鉱業、建設業、金融・広告業、通信業です。

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (平成27年全産業)



資料：定期健康診断結果報告 全国よりも有所見率が高い項目は聴力1000Hzと聴力(その他)です。

9 平成27年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		1,759	37,150	2,176	5.86	4.31
有機溶剤		778	13,861	1,338	9.65	5.68
鉛		115	2,162	63	2.91	1.69
四アルキル鉛		0	0	0	0.00	0.00
電離放射線		300	7,529	566	7.52	7.66
除染電離放射線		1	3	0	0.00	8.40
高気圧		2	37	18	48.65	3.75
特定化学物質		491	12,538	189	1.51	1.61
ベンジジン		0	0	0	0.00	2.94
四-アミノジフェニル		0	0	0	0.00	0.00
ベンゼン含有ゴムのり		3	10	0	0.00	0.00
ジクロロベンジジン		2	3	0	0.00	1.77
アルファ-ナフチルアミン		1	1	0	0.00	0.68
塩素化ビフェニル		8	84	0	0.00	1.04
オルト-トリジン		1	1	0	0.00	3.94
ジアニシジン		1	2	0	0.00	2.75
ベリリウム		9	35	0	0.00	1.52
アクリルアミド		30	198	0	0.00	1.36
アクリロニドリル		10	49	0	0.00	0.83
アルキル水銀化合物		3	3	0	0.00	0.37
エチレンジイミン		3	9	0	0.00	1.60
塩化ビニル		3	5	0	0.00	1.69
塩素		23	405	0	0.00	0.63
オーラミン		0	0	0	0.00	10.51
カドミウム		12	69	0	0.00	1.77
クロム酸		52	378	1	0.26	0.93
クロロメチルメチルエーテル		1	4	0	0.00	0.56
五酸化バナジウム		6	137	47	34.31	2.79
コaltarール		10	288	0	0.00	0.66
シアン化カリウム		22	275	0	0.00	1.48
シアン化水素		3	69	0	0.00	0.61
シアン化ナトリウム		12	172	0	0.00	1.37
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミジフェニルメタン		6	67	0	0.00	4.15
臭化メチル		3	49	0	0.00	0.09
重クロム酸		24	153	0	0.00	1.13
水銀		21	71	5	7.04	1.65
トリレンジイソシアネート		11	139	2	1.44	1.14
ニッケルカルボニル		1	2	0	0.00	0.66
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		0	0	0	0.00	5.97
パラ-ニトロクロロベンゼン		1	1	0	0.00	0.00
弗化水素		55	896	2	0.22	0.75
ペーター-プロピオラクトン		1	1	0	0.00	0.00
ベンゼン		34	151	5	3.31	1.69
ペンタクロロフェノール		1	29	0	0.00	4.00
マゼンタ		3	17	0	0.00	5.88
マンガン		56	1,056	31	2.94	0.98
沃化メチル		7	17	1	5.88	1.25
硫化水素		7	15	0	0.00	0.29
硫酸ジメチル		6	44	0	0.00	2.08
ニッケル化合物		48	937	23	2.45	0.74
砒素		30	344	0	0.00	0.76
酸化プロピレン		5	53	0	0.00	0.42
1・1-ジメチルヒドラジン		0	0	0	0.00	0.00
インジウム及びその化合物		37	356	6	1.69	1.96
エチルベンゼン		201	1,335	10	0.75	0.77
コバルト及びその無機化合物		67	1,202	23	1.91	0.80
1・2-ジクロロプロパン		1	4	0	0.00	4.83
クロロホルム		68	819	15	1.83	4.11
四塩化炭素		18	126	0	0.00	3.16
1・4-ジオキサン		36	188	3	1.60	4.20
1・2-ジクロロエタン		25	132	1	0.76	4.50
ジクロロメタン		79	786	5	0.64	5.57
ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト		1	1	0	0.00	4.29
スチレン		40	361	0	0.00	1.62
1・1・2・2-テトラクロロエタン		6	64	0	0.00	2.52
テトラクロロエチレン		14	72	0	0.00	5.29
トリクロロエチレン		21	116	0	0.00	5.29
メチルイソブチルケトン		72	729	9	1.23	1.58
リフラクトリーセラミックファイバー		1	8	0	0.00	0.17
石綿(アスベスト)		72	1,020	2	0.20	1.36

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 平成27年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	318	15,749	1,117	7.09	8.33
紫外線・赤外線	43	1,009	7	0.69	2.26
騒音作業	121	4,875	278	5.70	13.59
マンガン等	1	3	0	0.00	4.42
黄りん	0	0	0	0.00	17.06
有機りん剤	0	0	0	0.00	1.75
亜硫酸ガス	2	23	0	0.00	1.14
二硫化炭素	0	0	0	0.00	0.00
ベンゼンのニトロアミド化合物	1	4	0	0.00	34.63
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	0	0	0	0.00	3.80
砒素又はその化合物 (特化則適用以外のもの)	1	7	0	0.00	1.16
よう素	1	1	0	0.00	12.83
超音波溶着機	0	0	0	0.00	4.63
メチレンジフェニルイソ シアネート	3	13	0	0.00	0.82
地下駐車場	0	0	0	0.00	0.00
チェーンソー	4	37	7	18.92	10.12
チェーンソー以外 (振動)	15	536	27	5.04	5.76
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	89	4,761	547	11.49	18.59
引金付工具(頸肩腕)	8	516	36	6.98	2.88
VDT作業	91	3,176	192	6.05	5.59
レーザー機器	42	788	23	2.92	2.65

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

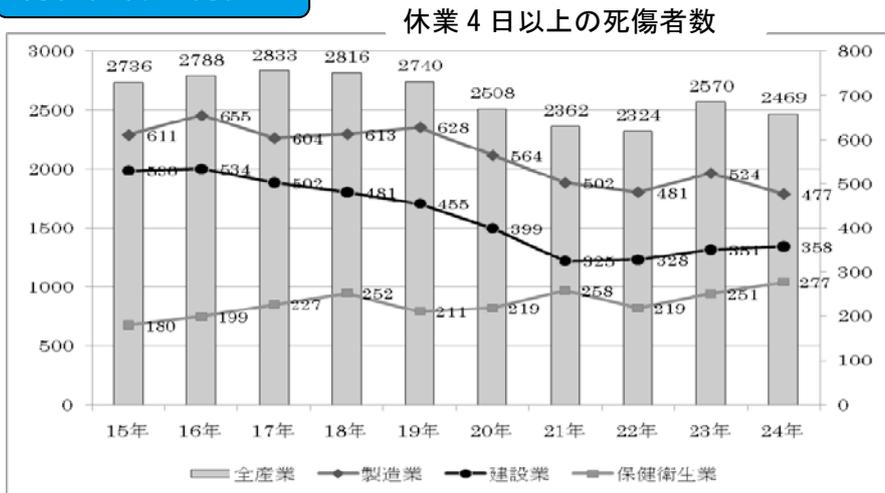
(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

11 京都労働局第12次労働災害防止対策推進計画のポイント

計画期間・ねらい

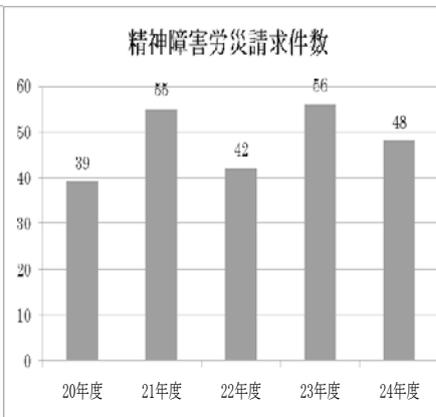
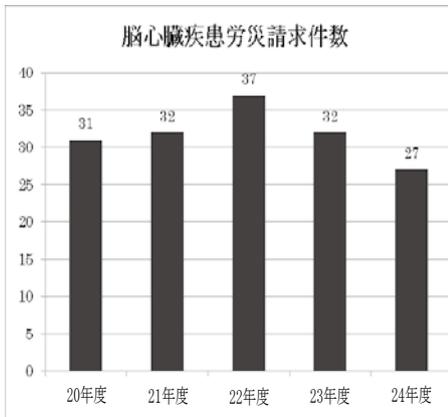
- 平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする。
- 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、すべての関係者が安全と健康の意識を共有し、必要なコストについて正しく理解し、それぞれが責任のある行動をとる社会を目指す。

労働災害の現状



休業4日以上災害

平成24年は2469人
前年比101人3.9%減少
製造業は減少
第3次産業が増加傾向
特に、社会福祉、ビルメン
死亡災害
平成24年は11人で過去最少（製造業は0人）



脳・心臓疾患事案

平成17年度から30件
・50歳以上
・卸小売、運輸
精神障害事案
23年56件、増加傾向
・30歳代、40歳代
・医療・福祉、製造

計画の重点目標

- 11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内の死亡者数を15%以上減少させる。

11次防期間 95人



12次防期間 80人以下

- 平成24年と比較して平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。

平成24年 2469人



平成29年 2098人以下

計画の重点施策

- ◎事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策
 - ・安全衛生管理体制の強化、リスクアセスメントの導入、自主的安全衛生活動
- ◎労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
 - ・重点業種対策、健康確保・職業性疾病対策
- ◎行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
 - ・労働災害防止団体等の活動促進、関係行政機関との連携

重点業種対策

- 平成24年と比較して平成29年までに重点業種ごとに休業4日以上の労働災害による死傷者数を以下のとおり減少させる。

小売業	20%以上減少⇒216人以下	(対策) リスクアセスメント、KY活動
社会福祉施設	10%以上減少⇒175人以下	(対策) 教育、4S、KY活動、腰痛防止
飲食店	20%以上減少⇒96人以下	(対策) 教育、4S、転倒防止
ビルメンテナンス業	減少⇒81人以下	(対策) 教育、4S、KY活動、転倒防止

陸上貨物運送事業 10%以上減少⇒197人以下 (対策) 墜落転倒防止、荷役がトライン

林業 減少⇒59人以下 (対策) 教育、伐木作業現場指導

- 11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内(5年間)の死亡者数を以下のとおり減少させる。

建設業 20%以上減少⇒26人以下 (対策) 墜落転落防止、新規教育、解体工事対策
 製造業 5%以上減少⇒18人以下 (対策) 機械災害防止、安全衛生活動活性化

健康確保・職業性疾病対策

- ・メンタルヘルス対策・・・職場改善、ストレスへの気づき、職場復帰対策
対策に取り組む50人以上の事業場の割合を80%以上にする
- ・過重労働対策・・・健康管理の徹底、働き方、休み方の見直し
- ・化学物質による健康障害対策・・・法令遵守徹底、リスクアセスメントの促進
- ・石綿対策・・・解体工事におけるばく露防止、技術指針に基づく指導
- ・職業性疾病予防対策・・・腰痛予防指針、熱中症予防の作業管理
 - 腰痛予防・・・社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少させる
 - 熱中症予防・・・死傷者数を20%以上減少させる
- ・受動喫煙防止対策・・・教育啓発、支援制度の普及・促進

12 労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要

公布の日 平成26年6月25日

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生
⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施（施行期日 平成28年6月1日）

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者に危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設（施行期日 平成27年12月1日）

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者¹に義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進（施行期日 平成27年6月1日）

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応（施行期日 平成27年6月1日）

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。（計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。）

5. 外国に立地する検査機関等への対応（施行期日 平成27年6月1日）

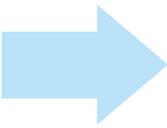
- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等（施行期日 平成26年12月1日）

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出（法第88条第1項）を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

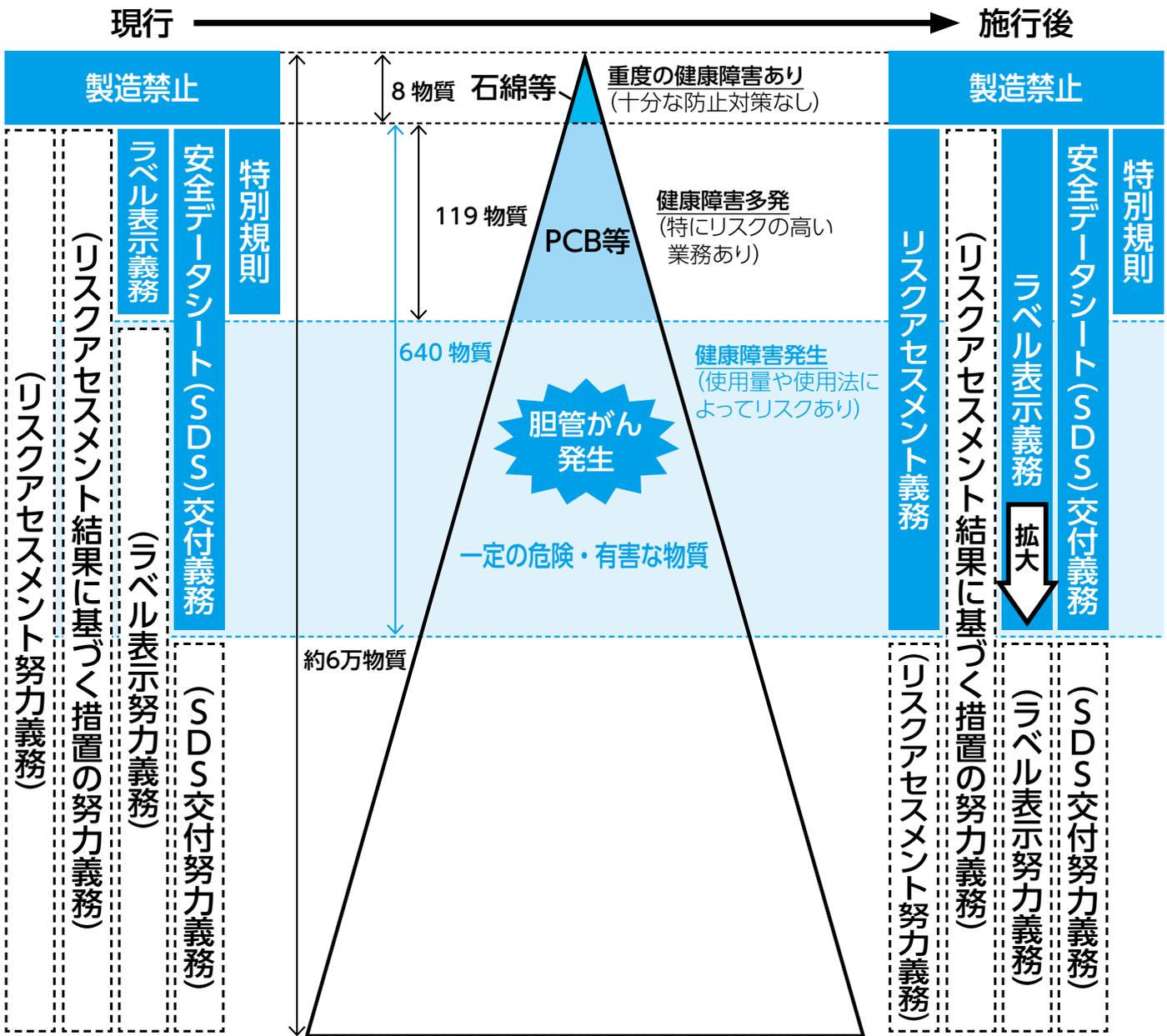
13 化学物質管理のあり方の見直し ※新規法改正事項

- 危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も発生時は特別規則による個別規制対象外）



- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

【化学物質のリスクに応じた規制の体系】



- 一定の危険有害性が確認された物質についてリスクアセスメントを義務化
- ラベル表示義務の対象を拡大 ※併せて、表示事項（義務）から「成分」を削除

14 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成27年12月1日施行

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。

ストレスチェック制度の概要 (詳細：厚生労働省HPから「こころの耳」改正労働安全衛生法のポイントで検索！)

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務*になります。

*ストレスチェックとは事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
*従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。(改正労働安全衛生法附則第4条)

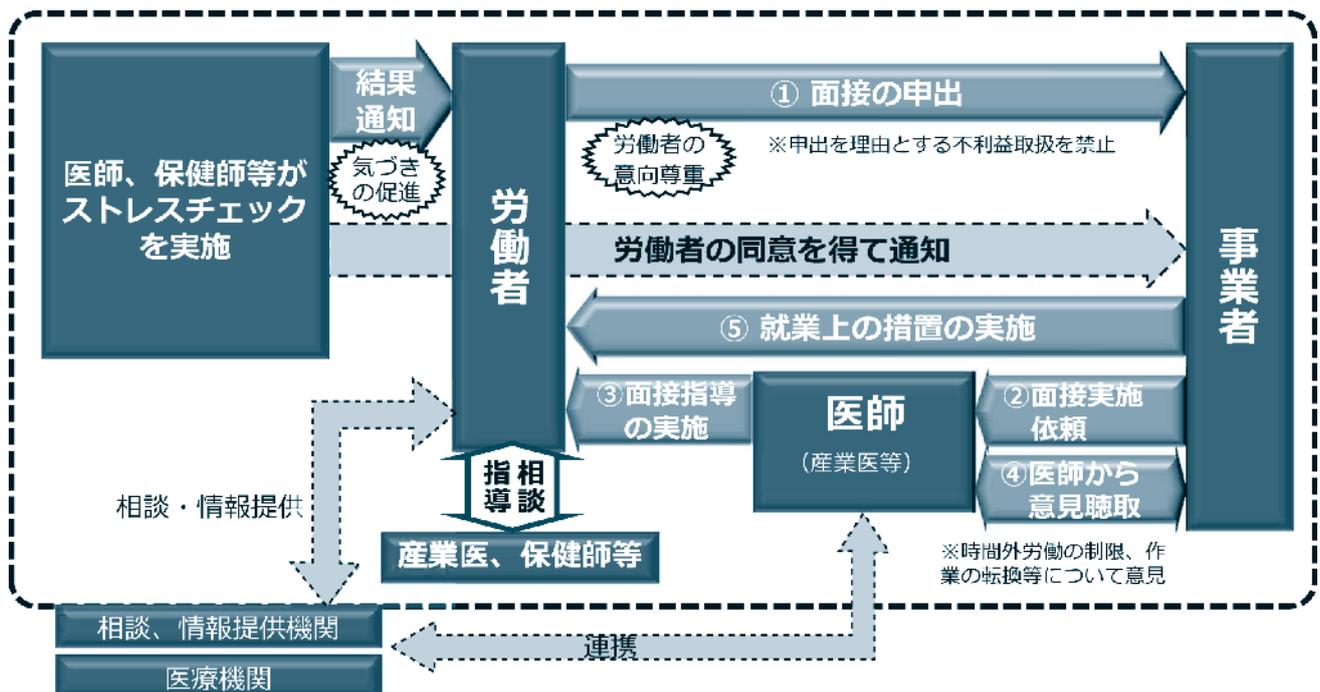
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勧告し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



*ストレスチェック、面接指導等の実施状況は1年以内ごとに1回、定期的に所轄労働基準監督署に報告が必要です。
様式第6号の2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(様式は厚労省HPに掲載しています。)

職場での『受動喫煙防止対策』に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

京都労働局

15 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費・設備費・備品費・機械装置費などの2分の1(上限額200万円)

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布されました。

改正法では、平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が努力義務になりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握し、実行が可能な措置のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ご活用下さい。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主 (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主
※労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

業種		常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

詳しくは、厚生労働省のHPから「受動喫煙防止対策助成金」で検索!

「平成28年度版パンフレット」、「申請についてのQ&A」等を参照下さい。

また、各種支援事業(無料:相談支援業務、測定支援業務)も活用下さい。

無料支援事業

- 相談支援業務 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への対応など技術的な内容や、申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言等について、専門家による電話相談を行います。(必要に応じて実地指導も実施)

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

【事業委託先】 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

詳細:HP参照下さい。

- 測定支援業務(測定機器貸出し) ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出しを行います。(送料無料)
 ② 専門家が事業場に行って、測定方法や評価方法を説明します。

【受付ダイヤル】 03-3635-5111

【事業委託先】 柴田科学株式会社

詳細:HP参照下さい。

厚生労働省のHPから「受動喫煙防止対策助成金」で検索!、助成金の交付要綱、交付要領の規定書類等をよく読んで申請下さい。(上記、無料支援事業を活用下さい。)(申請様式、申請の作成方法、申請のQ&A、規定書類等は、HPから閲覧下さい。)

京都府内の事業場の申請先:京都労働局 雇用環境・均等室 TEL:075-275-8087
 喫煙室等の技術的な事項等問合せ先:京都労働局健康安全課 TEL:075-241-3216
 〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

H28.5

16 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育（ラインケア）
- 若年労働者向けメンタルヘルス教育（セルフケア）
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者の医師による面接指導
 - ・高ストレス者の医師による面接指導
- 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

TEL：075-212-2600 FAX：075-212-2700

ホームページアドレス：<http://www.kyotos.johas.go.jp>

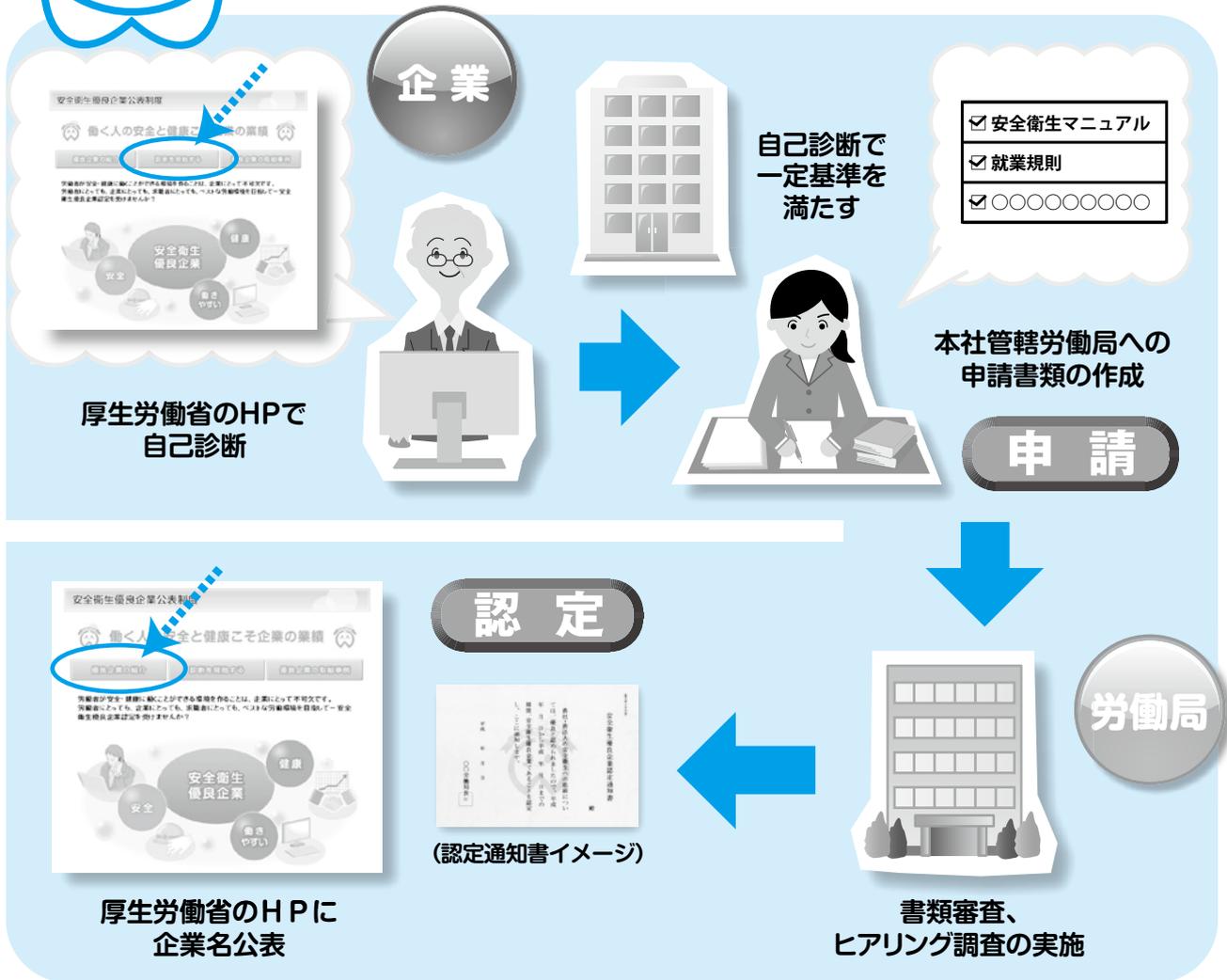


17 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

18 STOP！転倒災害プロジェクト ～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施しています。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

【重点取組期間】

プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とします。

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



【主な原因】

- ・床が滑りやすい素材である
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



【主な原因】

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

踏み外し



【主な原因】

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策

【4S(整理・整頓・清掃・清潔)】

- ◆歩行場所に物を放置しない
- ◆床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法

【あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて】

- ◆時間に余裕を持って行動
- ◆滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- ◆作業に適した靴の着用
- ◆職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

転倒危険！



【コメント】
両手で荷物を
持った移動は
転倒危険！

「STOP！転倒災害プロジェクト特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！転倒災害プロジェクト」で検索

STOP！転倒 検索

京都労働局では改善事例を募集しています！

詳しくは京都労働局ホームページを参照してください。